

平成 24 年度

復興庁 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

復興庁 省庁別財務書類（合算）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	8
参考情報	
1. 復興庁の所掌する業務の概要	16
2. 復興庁の組織及び定員	16
3. 平成 24 年度歳入歳出決算の概要	16
4. 公債関連情報	16

復興庁 省庁別財務書類（一般会計）

貸借対照表	20
業務費用計算書	21
資産・負債差額増減計算書	22
区分別収支計算書	23
注記	24
附属明細書	26
参考情報	
1. 復興庁の所掌する業務の概要	27
2. 復興庁の組織及び定員	27
3. 平成 24 年度歳入歳出決算の概要	27
4. 公債関連情報	28

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度			前会計年度		本会計年度	
	(平成24年 3月31日)		(平成25年 3月31日)			(平成24年 3月31日)		(平成25年 3月31日)	
<資産の部>					<負債の部>				
現金・預金	-	1,870,035			未払金	-	982		
前払費用	-	0			賞与引当金	9	99		
その他の債権等	-	871			退職給付引当金	2	943		
有形固定資産	2	71			負債合計	11	2,024		
物品	2	71			<資産・負債差額の部>				
無形固定資産	4	4			資産・負債差額	△ 3	1,868,958		
資産合計	7	1,870,982			負債及び資産・ 負債差額合計	7	1,870,982		

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成24年 2月10日) (至 平成24年 3月31日)	本会計年度 (自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月31日)
人件費	4	1,040
賞与引当金繰入額	9	99
退職給付引当金繰入額	2	68
補助金等	-	1,049
委託費等	-	41
労働保険特別会計への繰入	-	10
食料安定供給特別会計への繰入	-	2,496
国有林野事業特別会計への繰入	-	6,122
社会資本整備事業特別会計への繰入	-	45,331
庁費等	140	1,685
その他の経費	57	130
減価償却費	-	1
本年度業務費用合計	213	58,077

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	(自 平成24年 2月10日) (至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	-	△ 3
II 本年度業務費用合計	△ 213	△ 58,077
III 財源	207	1,927,110
主管の財源	1	-
配賦財源	206	1,927,095
自己収入	-	15
その他の財源	-	15
IV 無償所管換等	2	△ 71
V 本年度末資産・負債差額	△ 3	1,868,958

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成24年 2月10日) (至 平成24年 3月31日)	本会計年度 (自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	1	-
配賦財源	206	1,927,095
自己収入		
その他の収入	-	15
財源合計	207	1,927,110
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 5	△ 1,108
補助金等	-	△ 68
委託費等	-	△ 41
労働保険特別会計への繰入	-	△ 10
食料安定供給特別会計への繰入	-	△ 2,496
国有林野事業特別会計への繰入	-	△ 6,122
社会資本整備事業特別会計への繰入	-	△ 45,331
庁費等の支出	△ 145	△ 1,765
その他の支出	△ 57	△ 130
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 207	△ 57,075
業務支出合計	△ 207	△ 57,075
業務収支	-	1,870,035
II 財務収支		
財務収支	-	-
本年度収支	-	1,870,035
翌年度歳入繰入	-	1,870,035
本年度末現金・預金残高	-	1,870,035

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.5%
(平成21年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率による)
- ・割引率 : 4.1%
(平成21年財政検証で用いられている長期的な運用利回りによる)

2 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 29百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 142百万円

3 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・東日本大震災復興特別会計（復興庁所管分）

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち一般会計等が負担する退職給付引当金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品について、取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権等については取得価格、ソフトウェア等については取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当及び利子補給金に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、委託費を計上している。
- ・「労働保険特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、労働保険業務に必要な経費として、労働保険特別会計への繰入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、かんがい排水事業に必要な経費として、食料安定供給特別会計への繰入額を計上している。
- ・「国有林野事業特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、森林環境保全整備事業等に必要な経費として、国有林野事業特別会計への繰入額を計上している。
- ・「社会資本整備事業特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により治水事業及び道路整備事業等の財源として、社会資本整備事業特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、前会計年度において、主管の徴収決定済額を計上している。
- ・「配賦財源」には、復興庁の一般会計の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額及び共管官庁別の支出済歳出額と共管官庁別の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、雑収入を計上している。
- ・「無償所管換等」には、東日本大震災復興特別会計に異動した共管官庁職員に係る賞与引当金の引継

等に伴う資産・負債差額の増減を計上している。

- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、前会計年度において、一般会計の主管歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、復興庁の一般会計の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額及び共管官庁別の支出済歳出額と共管官庁別の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、雑収入を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費を計上している。
- ・「労働保険特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、労働保険業務に必要な経費として、労働保険特別会計への繰入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、かんがい排水事業に必要な経費として、食料安定供給特別会計への繰入額を計上している。
- ・「国有林野事業特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により、森林環境保全整備事業等に必要な経費として、国有林野事業特別会計への繰入額を計上している。
- ・「社会資本整備事業特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」第229条第1項の規定により治水事業及び道路整備事業等の財源として、社会資本整備事業特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	-	1,870,035	-	1,870,035
前払費用	-	0	-	0
その他の債権等	-	871	-	871
有形固定資産	-	71	-	71
物品	-	71	-	71
無形固定資産	-	4	-	4
資産合計	-	1,870,982	-	1,870,982
<負債の部>				
未払金	-	982	-	982
賞与引当金	-	99	-	99
退職給付引当金	-	943	-	943
負債合計	-	2,024	-	2,024
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	-	1,868,958	-	1,868,958

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
政府預金（日本銀行預金）	1,870,035
合計	1,870,035

② その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額	内閣一般会計	39	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額
内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額	内閣府一般会計	77	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣府一般会計が負担する退職給付引当金相当額
総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	総務省一般会計	47	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	法務省一般会計	1	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	外務省一般会計	16	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
財務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	財務省一般会計	106	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、財務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
文部科学省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	文部科学省一般会計	17	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、文部科学省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
厚生労働省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	厚生労働省一般会計	56	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、厚生労働省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
農林水産省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	農林水産省一般会計	189	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、農林水産省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
経済産業省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	経済産業省一般会計	82	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、経済産業省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
国土交通省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	国土交通省一般会計	167	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、国土交通省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
社会資本整備事業特別会計が負担する退職給付引当金相当額	社会資本整備事業特別会計	50	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、社会資本整備事業特別会計が負担する退職給付引当金相当額
環境省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	環境省	1	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、環境省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
防衛省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	防衛省	16	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、防衛省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
合計		871	

③ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物品	2	69	-	0	-	71
物品 (美術品を除く)	2	69	-	0	-	71
小計	2	69	-	0	-	71
(無形固定資産)						
ソフトウェア	3	-	-	0	-	2
電話加入権	1	-	-	-	-	1
小計	4	-	-	0	-	4
合計	7	69	-	1	-	75

(3) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
復興特区支援利子補給金	民間団体	981
児童手当	職員	1
合計		982

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	2	5	946	943
合計	2	5	946	943

(注) 退職手当に係る引当金の本年度増加額946百万円のうち、880百万円は、平成24年度において一般会計等から東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる増加額である。

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	-	1,040	-	1,040
賞与引当金繰入額	-	99	-	99
退職給付引当金繰入額	-	68	-	68
補助金等	6	1,043	-	1,049
委託費等	-	41	-	41
労働保険特別会計への繰入	-	10	-	10
食料安定供給特別会計への繰入	-	2,496	-	2,496
国有林野事業特別会計への繰入	-	6,122	-	6,122
社会資本整備事業特別会計への繰入	-	45,331	-	45,331
庁費等	-	1,685	-	1,685
その他の経費	-	130	-	130
減価償却費	-	1	-	1
本年度業務費用合計	6	58,071	-	58,077

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
復興特区支援利子補給金	民間団体	988	「東日本大震災復興特別区域法」第44条に規定する復興特区支援貸付事業を行う金融機関が、認定復興推進計画に定められた事業を行うのに必要な資金の貸付けについての利子補給金
	地方公共団体	55	「東日本大震災からの復興の基本方針」に位置付けられる等、復興に資する事業であって、施設整備等を除くいわゆるソフト事業を県等が実施するための経費
東日本大震災復興推進事業費補助金	宮城県	6	「東日本大震災からの復興の基本方針」の規程に基づき、地域の柔軟な発想に基づく効果的・効率的な地域の復興を支援するための被災各県の施策の推進を補助するもの
合計		1,049	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費	地方公共団体	41	福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組及び直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策事業のための委託費
合計		41	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	△ 3	-	-	△ 3
II 本年度業務費用合計	△ 6	△ 58,071	-	△ 58,077
III 財源	6	1,927,104	-	1,927,110
主管の財源	-	-	-	-
配賦財源	6	1,927,089	-	1,927,095
自己収入	-	15	-	15
IV 無償所管換等	3	△ 74	-	△ 71
V 本年度末資産・負債差額	-	1,868,958	-	1,868,958

(2) 財源の明細

① 他省庁への財源の配賦の明細

(単位：百万円)

	支出済歳出額(A)	収納済歳入額(B)	差引額(B-A)
国会	496	0	△ 496
裁判所	21	-	△ 21
内閣	246	0	△ 246
内閣府	16,462	0	△ 16,462
総務省	674,813	-	△ 674,813
法務省	5,779	0	△ 5,779
外務省	505	1	△ 504
財務省	1,117,769	5,003,811	3,886,041
文部科学省	135,333	395	△ 134,938
厚生労働省	259,727	8,037	△ 251,689
農林水産省	100,955	4,632	△ 96,323
経済産業省	176,327	150	△ 176,176
国土交通省	266,195	2,248	△ 263,946
環境省	256,994	2,927	△ 254,067
防衛省	83,523	36	△ 83,487
合計	3,095,152	5,022,241	1,927,089

(注) 本明細は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁が共管官庁に配賦した財源の内訳であり、上記3(1)「会計別の資産・負債差額の増減の明細」の「東日本大震災復興特別会計」の「配賦財源」1,927,089百万円の内訳である。

このほか、本財務書類の配賦財源1,927,095百万円には、一般会計において財務省から復興庁に配賦された財源6百万円を含む。

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の財源	15
		小計	15
合計			15

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考	
財産の無償所管換等 (受)	内閣一般会計	△ 3	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	内閣府一般会計	△ 4	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	総務省一般会計	△ 3	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	法務省一般会計	△ 0	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	外務省一般会計	△ 1	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	財務省一般会計	△ 5	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	文部科学省一般会計	△ 3	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	厚生労働省一般会計	△ 3	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	農林水産省一般会計	△ 13	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	経済産業省一般会計	△ 6	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	国土交通省一般会計	△ 15	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	環境省一般会計	△ 0	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
	防衛省一般会計	△ 0	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換		
		小計	△ 63			
	誤謬訂正等		△ 0	賞与引当金	誤謬訂正	
		△ 6	退職給付引当金	誤謬訂正		
		△ 7				
	合計	△ 71				

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災 復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額	-	-	-	-
配賦財源	6	1,927,089	-	1,927,095
自己収入	-	15	-	15
財源合計	6	1,927,104	-	1,927,110
2 業務支出				
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）				
人件費	-	△ 1,108	-	△ 1,108
補助金等	△ 6	△ 62	-	△ 68
委託費等	-	△ 41	-	△ 41
労働保険特別会計への繰入	-	△ 10	-	△ 10
食料安定供給特別会計への繰入	-	△ 2,496	-	△ 2,496
国有林野事業特別会計への繰入	-	△ 6,122	-	△ 6,122
社会資本整備事業特別会計への繰入	-	△ 45,331	-	△ 45,331
庁費等の支出	-	△ 1,765	-	△ 1,765
その他の支出	-	△ 130	-	△ 130
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 6	△ 57,069	-	△ 57,075
業務支出合計	△ 6	△ 57,069	-	△ 57,075
業務収支	-	1,870,035	-	1,870,035
II 財務収支				
財務収支	-	-	-	-
本年度収支	-	1,870,035	-	1,870,035
翌年度歳入繰入	-	1,870,035	-	1,870,035
本年度末現金・預金残高	-	1,870,035	-	1,870,035

(2) 財源の明細

① 他省庁への財源の配賦の明細

(単位：百万円)

	支出済歳出額(A)	収納済歳入額(B)	差引額(B-A)
国会	496	0	△ 496
裁判所	21	-	△ 21
内閣	246	0	△ 246
内閣府	16,462	0	△ 16,462
総務省	674,813	-	△ 674,813
法務省	5,779	0	△ 5,779
外務省	505	1	△ 504
財務省	1,117,769	5,003,811	3,886,041
文部科学省	135,333	395	△ 134,938
厚生労働省	259,727	8,037	△ 251,689
農林水産省	100,955	4,632	△ 96,323
経済産業省	176,327	150	△ 176,176
国土交通省	266,195	2,248	△ 263,946
環境省	256,994	2,927	△ 254,067
防衛省	83,523	36	△ 83,487
合計	3,095,152	5,022,241	1,927,089

(注) 本明細は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁が共管官庁に配賦した財源の内訳であり、上記3(1)「会計別の資産・負債差額の増減の明細」の「東日本大震災復興特別会計」の「配賦財源」1,927,089百万円の内訳である。

このほか、本財務書類の配賦財源1,927,095百万円には、一般会計において財務省から復興庁に配賦された財源6百万円を含む。

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	15
		小計	15
合計			15

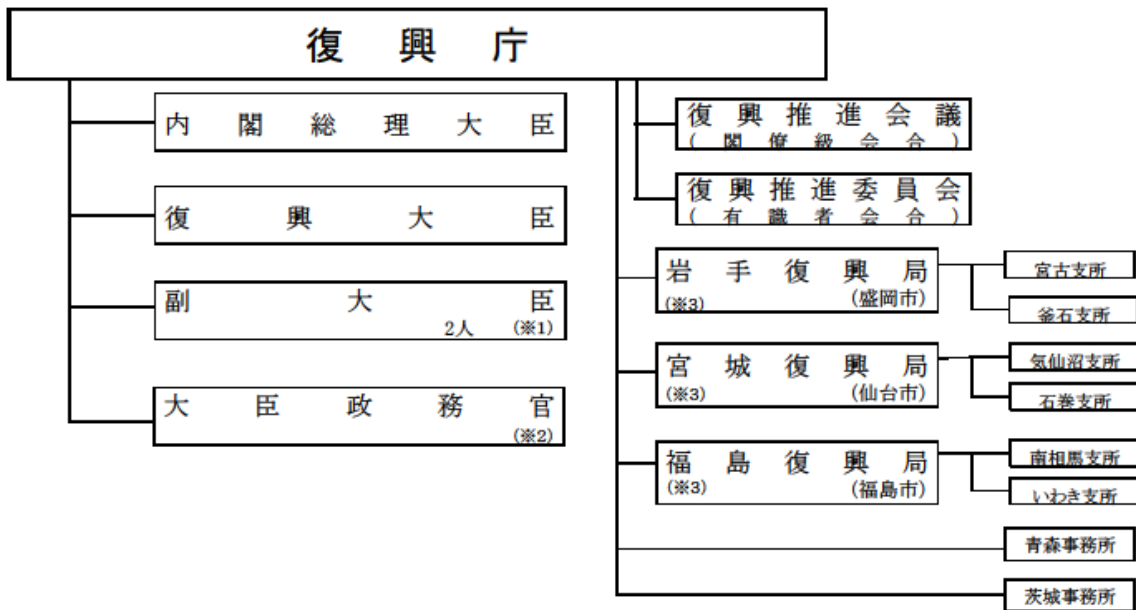
参考情報

1 復興庁の所掌する業務の概要

- (1) 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- (2) 東日本大震災復興基本法第 2 条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

2 復興庁の組織及び定員

(1) 組織図（平成 24 年度末現在）



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員（平成24年度予算定員）

一般会計の予算定員は措置されていない。東日本大震災復興特別会計の予算定員は 120 名である。

3 平成 24 年度歳入歳出決算の概要

収納済歳入額：19,271 億円
支出済歳出額：570 億円
剰余金：18,700 億円

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

- ① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>6,741,819 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>474,649 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>73,750 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>5,715 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>-億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>64 億円</u>

平成 24 年度

復興庁 一般会計省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 一般会計省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成24年 3月31日)	本会計年度 (平成25年 3月31日)		前会計年度 (平成24年 3月31日)	本会計年度 (平成25年 3月31日)	
<資産の部>				<負債の部>		
有形固定資産	2	-		賞与引当金	9	-
物品	2	-		退職給付引当金	2	-
無形固定資産	4	-		負債合計	11	-
				<資産・負債差額の部>		
				資産・負債差額	△ 3	-
資産合計	7	-		負債及び資産・ 負債差額合計	7	-

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成24年 2月10日) (至 平成24年 3月31日)	本会計年度 (自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月31日)
人件費	4	-
賞与引当金繰入額	9	-
退職給付引当金繰入額	2	-
補助金等	-	6
庁費等	140	-
その他の経費	57	-
本年度業務費用合計	213	6

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	(自 平成24年 2月10日) (至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	-	△ 3
II 本年度業務費用合計	△ 213	△ 6
III 財源	207	6
主管の財源	1	-
配賦財源	206	6
IV 無償所管換等	2	3
V 本年度末資産・負債差額	△ 3	-

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成24年 2月10日) (至 平成24年 3月31日)	本会計年度 (自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	1	-
配賦財源	206	6
財源合計	207	6
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 5	-
補助金等	-	△ 6
庁費等の支出	△ 145	-
その他の支出	△ 57	-
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 207	△ 6
業務支出合計	△ 207	△ 6
業務収支	-	-
II 財務収支		
財務収支	-	-
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「物品」には、前会計年度において、取得価格が50万円以上の物品について取得価格で計上している。
- ・「無形固定資産」には、前会計年度において、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用で計上している。

イ 負債の部

- ・「賞与引当金」には、前会計年度において、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、前会計年度において、退職手当に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、前会計年度において、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当及び非常勤職員の手当）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、前会計年度において、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額の

うち当該年度に帰属する部分を計上している。

- ・「退職給付引当金繰入額」には、前会計年度において、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「庁費等」には、前会計年度において、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、前会計年度において、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、前会計年度において、主管の徴収決定済額を計上している。
- ・「配賦財源」には、復興庁の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、東日本大震災復興特別会計復興庁所管への賞与引当金及び退職給付引当金並びに有形固定資産及び無形固定資産の譲渡等に伴う資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、前会計年度において、貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、前会計年度において、一般会計の主管歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、復興庁の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、前会計年度において、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当及び非常勤職員の手当）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、前会計年度において、決算書の使途別分類が「物件費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、前会計年度において、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

(3) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物品	2	-	2	-	-	-
物品(美術品を除く)	2	-	2	-	-	-
小計	2	-	2	-	-	-
(無形固定資産)						
ソフトウェア	3	-	3	-	-	-
電話加入権	1	-	1	-	-	-
小計	4	-	4	-	-	-
合計	7	-	7	-	-	-

(2) 負債項目の明細

① 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	2	8	6	-
合計	2	8	6	-

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
東日本大震災復興推進事業費補助金	宮城県	6	「東日本大震災からの復興の基本方針」の規定に基づき、地域の柔軟な発想に基づく効果的・効率的な地域の復興を支援するための被災各県の施策の推進を補助するもの
合計		6	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (渡)	東日本大震災復興特別会計復興庁所管	9	賞与引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換	
		8	退職給付引当金	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換	
		△ 2	物品	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換	
		△ 4	無形固定資産	東日本大震災復興特別会計設置による無償所管換	
誤謬訂正等		△ 0	賞与引当金	誤謬訂正等による増	
		△ 6	退職給付引当金	誤謬訂正等による増	
合計		3			

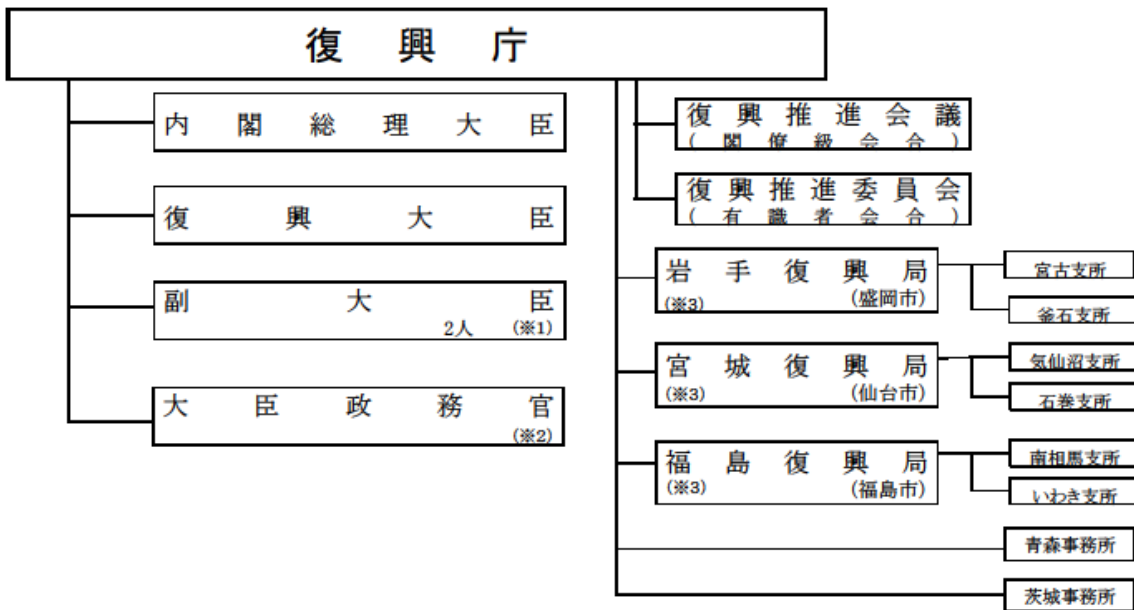
参考情報

1 復興庁の所掌する業務の概要

- (1) 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- (2) 東日本大震災復興基本法第 2 条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

2 復興庁の組織及び定員

(1) 組織図（平成 24 年度末現在）



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
 ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
 ※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員（平成24年度予算定員）

予算定員は措置されていない。なお、東日本大震災復興特別会計の予算定員は 120 名である。

3 平成 24 年度一般会計の歳入歳出決算の概要

歳入決算

収納済歳入額 -百万円

歳出決算

支出済歳出額 6百万円
 (項) 東日本大震災復旧・復興推進調整費 6百万円

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>6,741,819 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>474,649 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>73,750 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>5,715 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>-億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>64 億円</u>